

議案第146号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

「別に定めがある」を「他の条例に定める」に、「株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの」を「次に掲げるとおり」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの
- (2) 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第9項（同法第10条第4項及び第11条第3項において準用する場合を除く。）の規定に基づく同意

附 則

この条例は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第2章の規定の施行の日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特定複合観光施設区域整備法第9条第9項の規定に基づく同意を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条

例(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に定めがあるもののほか、株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上
他の条例に定める **次に掲げるとおり**

のものとする。

- (1) 株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの
- (2) 特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第9項(同法第10条第4項及び第11条第3項において準用する場合を除く。)の規定に基づく同意